

平成２８年度第３回富里市国民健康保険運営協議会会議録（要旨）

招集年月日	平成２８年１１月１０日		
招集の場所	すこやかセンター２階 会議室１		
開会・閉会の時間	開会 平成２８年１１月１０日 １４時０７分 閉会 平成２８年１１月１０日 １４時４８分		
◎会長 ○会長職務代理	氏 名	出欠等の別	届出の有無
	◎池田 明	○	
	○大塚 良一	○	
	林田 美恵子	○	
	綿貫 文雄	○	
	大竹 俊子	欠	有
	田中 章三	○	
	我妻 道生	○	
	内田 啓二	欠	有
	麻野 邦子	○	
会議録署名委員	池田 明		
説明のため出席した者の職氏名	国保年金課長 山寄 勝美		
	国保年金課主査補 寺沢 宏明		
	国保年金課主査補 神林 芳昭		
職務のため出席した者の職氏名	健康福祉部長 尾崎 正尚		
	国保年金課主事 大川 諒		
会議に附した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成28年度第3回富里市国民健康保険運営協議会会議次第

日 時 平成28年11月10日（木）

午後2時～

場 所 すこやかセンター2階 会議室1

1 開 会

2 市長あいさつ

3 議題

（1）平成28年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）
について

（2）富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

4 その他

5 閉 会

議題 「平成 28 年度富里市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）（案）」について

（事務局）第 2 号補正予算は、歳入歳出、それぞれ 313 万 8 千円を追加するものです。補正後の総額は 73 億 8,841 万 3 千円となります。

歳入について、繰入金のうち国保財政安定化支援事業繰入金は、平成 28 年度の額が決定したため増額分を一般会計から 149 万 9 千円を繰り入れるものです。基金繰入金は、国民健康保険の基金から 163 万 9 千円を繰り入れるものです。補正後の基金残高は 2 億 5,738 万 397 円となります。

歳出について、保険給付費のうち高額療養費の一般被保険者高額療養費 8,136 万円は、年度末までに予算額に不足が生じると見込まれたため増額をするものです。主な要因は、前年度の同時期と比べ、入院費と調剤費が増加しているためです。高額療養費の退職被保険者等に係る高額療養費は 444 万円の減額となります。これは年度末に当初予算より低い支出となると見込まれるため減額をするものです。主な要因は、退職者等の被保険者等が減少したためです。

介護納付金は、7,378 万 2 千円の減額となります。平成 28 年度の富里市の介護納付金が決定したことから、当初予算との差額を減額するものです。主な要因は、当初予算見込み時と比較して、被保険者 1 人当たりの負担額が減少したためです。

（賛成全員により承認）

議題 「富里市国民健康保険税条例の一部改正（案）」について

（事務局）今回の改正は、地方税等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が施行されたことに伴い、富里市国民健康保険税条例を改正するものです。内容は、平成 29 年度より国民健康保険税の基礎課税額を現在の 52 万円から 54 万に、後期高齢者支援金等課税額を 17 万円から 19 万に、それぞれ 2 万円引き上げるものです。

今回、介護納付金課税額は据置のため、課税限度額の合計は、現在の 85 万円から 89 万円になります。

改正後の影響を本年 8 月 31 日の状況で推計すると、基礎課税限度額の世帯は、現在より 17 世帯減の 222 世帯になり、8 月 31 日の国保世帯数は 9,528 世帯であるため、全体の 2.33 パーセントが、改正後に限度額に該当すると見込まれます。同様に、後期高齢者支援金等課税限度額の世帯は、30 世帯減の 106 世帯で、全体の 1.11 パーセントになります。介護分を含めた全体の限度額に該当する世帯は、4 世帯減って 47 世帯、全体の 0.49 パーセントの世帯となります。また、国民健康保険税の増加見込額を、同様に本年 8 月 31 日の状況で推計すると、今回の引き上げによる影響として、調停額で約 700 万円程度の増額となるものと見込まれます。

また、今回、地方税法とは別に所得税法の改正が本年 7 月 1 日に施行され、これに伴い国民健康保険税条例の附則第 12 項、第 13 項を改正するものです。内容は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例で、市民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険の所得割額の算定、軽減判定に用いる総所得金額に含めるというものになります。

施行期日は、限度額については平成 29 年 4 月 1 日より施行し、平成 29 年度分の国民健

康保険税から適用させていただきます。附則の関係については、平成29年1月1日からの施行となります。

(委員) 限度額が引き上がって、約700万円位の増ということですが、世帯数が減っているという要因はなんですか。

(事務局) それぞれ、今年の所得で推計をしたため、所得は変わらないが、限度額が2万円ずつ引き上がるので、基礎課税限度額に達しない世帯が17世帯、後期については30世帯減少になります。今年1年間の所得を来年の3月に申告した場合は、この数字は変わってくるものと思われます。

(賛成全員により承認)

4 その他

(事務局) 次回会議日程

平成29年2月16日(木) 午後2時開催予定